

特記仕様書

1. 適用

- (1) 本特記仕様書は、「善一田古墳群18号墳災害復旧工事（以下「本工事」という。）」に適用する。
- (2) 本工事の履行に当たっては、設計図書及び本特記仕様書によるほか、以下の各号によるものとする。
 - ① 土木工事共通仕様書（令和7年10月改定版）福岡県県土整備部
 - ② 土木工事施工管理の手引き（令和7年10月改定版）福岡県県土整備部
 - ③ その他関連資料

2. 暴力団等による不当介入の排除対策

- (1) 請負者は本工事の施工に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。
なお、違反が判明した場合は、指名停止の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。
 - ① 暴力団等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに市監督職員に報告すると共に、春日警察署に届け出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
 - ② 暴力団等からの不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速やかに市監督員に報告すると共に、春日警察署に被害届を提出すること。
 - ③ 排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに市監督員と工程に関する協議を行うこと。

3. 工事カルテ作成、登録

- (1) 請負者は、受注時又は変更時において工事請負代金が500 万円以上の工事については、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「工事カルテ」を作成し市監督員の確認を受けたうえ、受注時には契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10 日以内に、完成時は工事完成後10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。
- (2) 登録変更時は、工種、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。
- (3) 登録機関発行の「工事カルテ受領書」が請負者に届いた際には、その写しを直ちに市監督員に提示しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10 日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。

4. 施工計画書

- (1) 請負者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を市監督員に提出し承認を得なければならない。
- (2) 施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を市監督員に提出し承認を受けなければならない。
- (3) 施工計画書を提出した際、市監督員が指示した事項について、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。

5. 材料承認

- (1) 請負者は、本工事に使用する材料等の承認願を提出し、市監督員の承諾を得なければならない。なお、使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS 規格及びJAS 規格表示のない材料及びその製造者等は、次の事項を満たすものとする。
 - ① 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。
 - ② 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。
 - ③ 安定的な供給が可能であること。
 - ④ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許等を取得していること。
 - ⑤ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
 - ⑥ 販売、保守等の営業体制が整えられていること。
- (2) これらの材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料、又は外部機関が発行する資料等の写しを市監督員に提出して承諾を受けるものとする。ただし、予め市監督員の承諾を受けた場合はこの限りではない。
- (3) 商品名が記載された材料は、当該商品と同等以上のものを使用するものとし、同等品を使用する場合は、「材料承認願」を提出し市監督員の承諾を受ける。

6. 工程表

- (1) 本工事においては、週間工程表（実施・予定）を週初めに、また、月間工程表を月初めに提出しなければならない。
- (2) 全体工程表の提出を市監督員に求められた場合は、速やかに提出しなければならない。

7. 検査

- (1) 本工事における検査方法は、中間検査又は竣工検査にかかわらず現地検査と書

類検査とする。ただし、中間検査では検査対象となる仮設及び構造物に関する内容のみが検査対象となる。

- (2) 中間検査前に埋設されて確認が出来なくなるような場合は、段階検査を実施する。請負者においては、適切な時期に段階確認願を提出し、工種ごとに市監督員による検査を受けなければならない。
- (3) 請負者は工期内に竣工検査を受けられるように努めなければならない。
- (4) 工事完了後の瑕疵担保期間中に検査員から検査の依頼（年1回程度）があった場合は、検査の方法や日時等を市監督員と協議し、瑕疵担保検査を行うものとする。
- (5) 上記の検査にかかる費用は全て請負者の負担とする。

8. 工事現場における安全対策

請負者は、本工事を実施するに当たり、「工事現場における表示施設等の設置基準」に基づき、工事現場における安全対策を実施しなければならない。

9. 工事情報看板及び工事説明看板の設置

請負者は、本工事を実施するに当たり、「工事情報看板及び工事説明看板」を設置しなければならない。

10. 交通安全管理計画書の作成及び提出

- (1) 請負者は、本工事を実施するに当たり「交通安全管理計画書」を作成し、市監督員に提出しなければならない。なお、同計画書には以下に示す書類等を添付しなければならない。
 - ① 安全対策平面図
 - ② 緊急時連絡体制表
 - ③ 道路使用許可証の写し（許可要件、指導事項等を含む。）
- (2) 緊急性を要する工事等で市監督員が認めるものについては、「交通管理計画書」の提出を省略できるものとする。

11. 工事可能時間

本工事における工事可能時間は、午前8時30分～午後5時（日曜・祝日除く）とする。なお、現場付近に家屋が隣接している箇所であることから、振動及び騒音対策を十分に行うこと。

12. 業務概要

- (1) 善一田古墳群18号墳内の空洞の補修

- ①空洞への発泡ウレタン注入。
- (2) 善一田古墳群 18 号墳陥没部分の補修
 - ①陥没部分を土のう等で補修する。
 - ②発泡ウレタン注入後の開口部の補修。なお、補修の際は周囲と同等の石材を用い、修復痕が目立たないようにすること。
 - ③石室内流出土の撤去。なお、現場での利用も可とする。

1 3. 施工管理

- (1) 空洞部への発泡ウレタン注入に当たっては、工法の仕様を遵守し、十分に養生すること。
- (2) 図面と異なる状況が発生した場合は、早急に市監督員に報告・協議を行うこと。

1 4. 契約変更

- (1) 本工事に関連して工種や施工方法の変更が生じた場合は、契約変更の対象とする。
- (2) 設計図に記載された事項は、本特記仕様書より優先するものとする。

1 5. その他

- (1) 本工事は福岡県指定史跡「善一田古墳群」18号墳の災害復旧を行うものである。
- (2) 本工事は福岡県指定史跡善一田古墳群の指定地内であるため、史跡の内容と重要性を十分に理解し、不必要に遺構等を毀損することなく、遺構等への影響が最小限となるよう施工計画を立て、作業を実施しなければならない。
- (3) 工事に当たっては、遺構等への影響を確認するため、市監督員と現地立会を行うものとする。
- (4) 本事業地内の資材搬入経路については、事前に市監督員と協議のうえ決定するものとする。
- (5) 古墳石室内の石材は動かしてはならない。
- (8) 市監督員の指示事項は、本特記仕様書より優先するものとする。

1 8. 期間

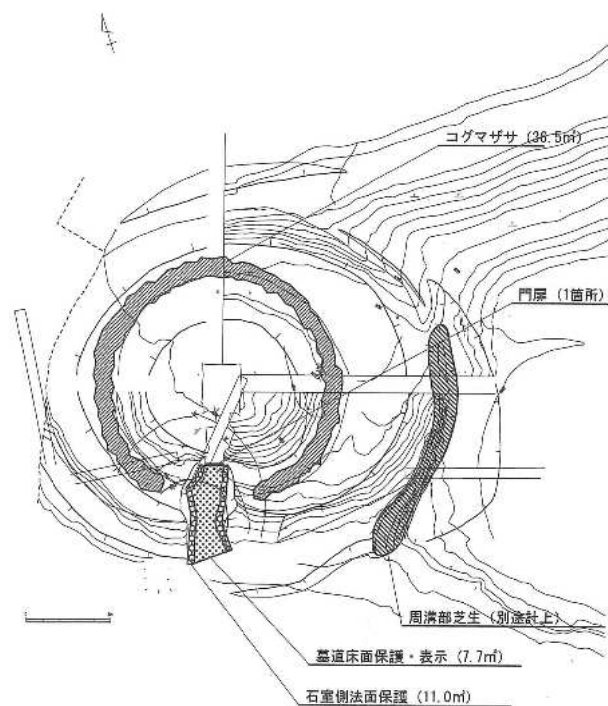
本工事の期間は、下記のとおりとする。

自 契約日の翌日

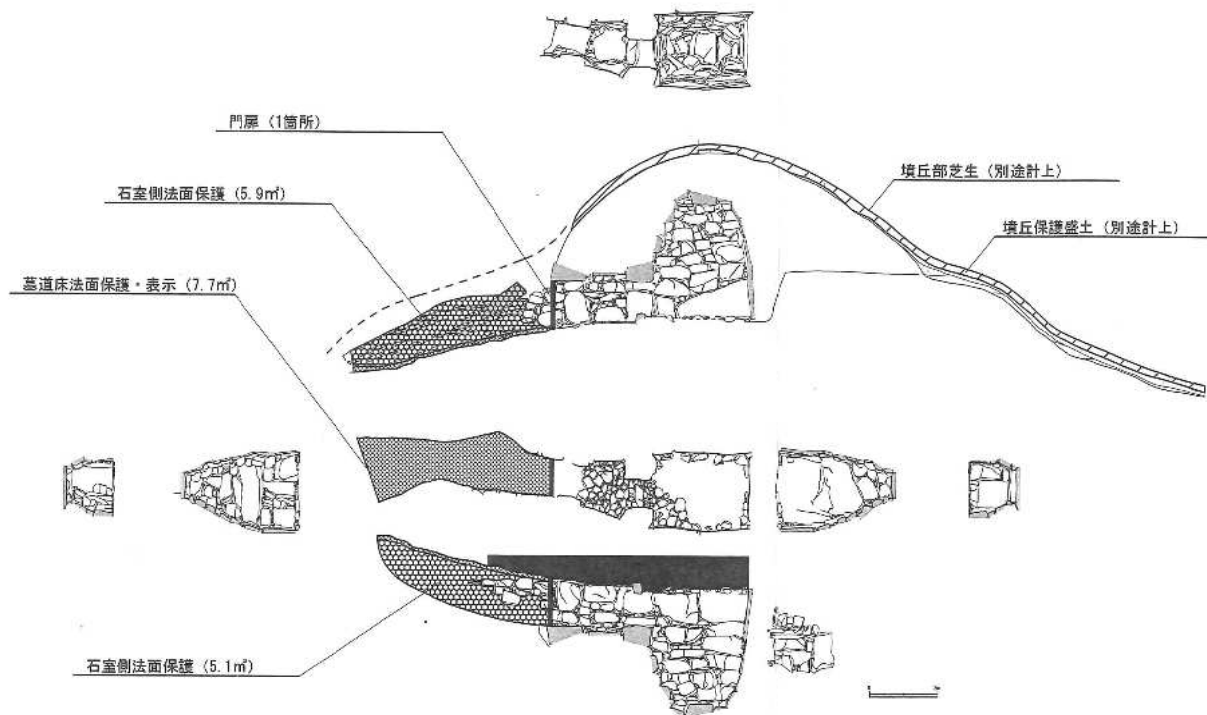
至 令和8年11月30日

19. 支払い条件

- (1) 請負者は、工事完了後発注者の行う検査に合格したときは、契約金額の支払を請求することができる。
- (2) 発注者は、適正な請求を受けた日から40日以内に契約金額を支払うものとする。



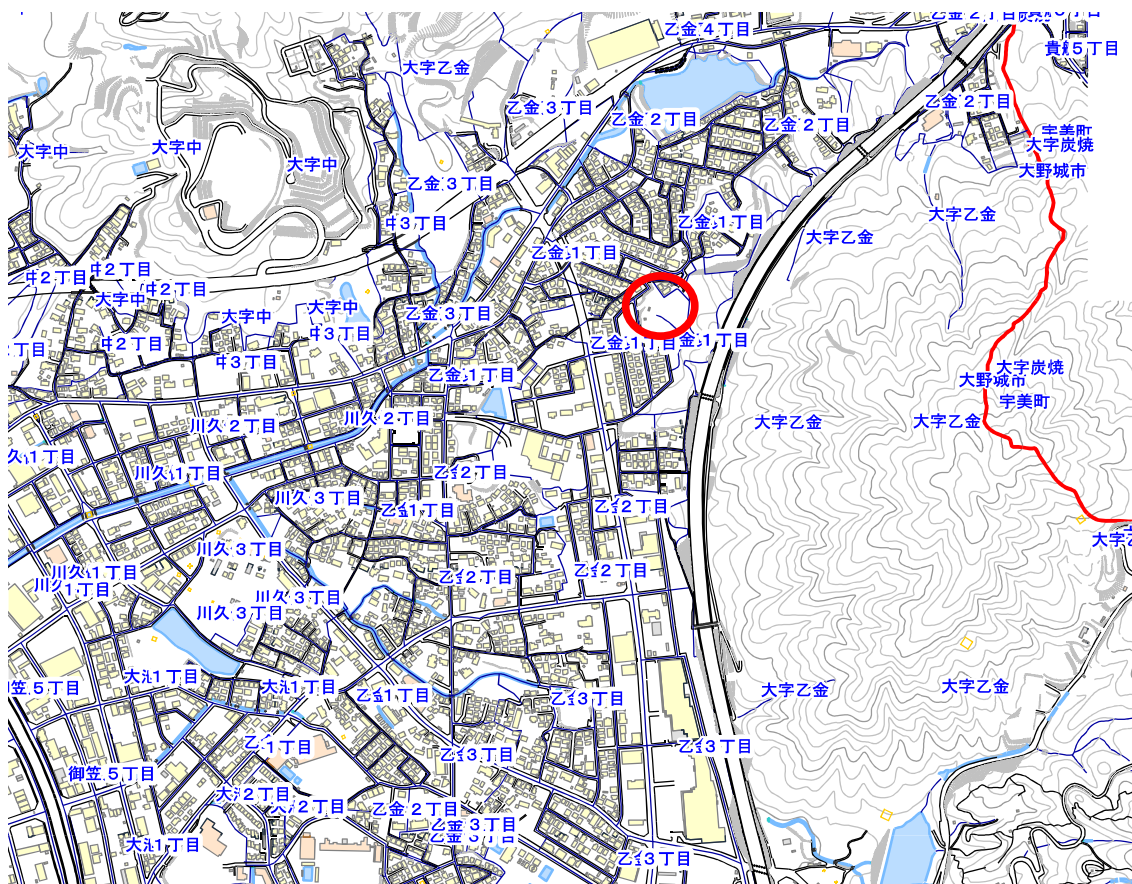
平面図 1 : 300 (A3)



展開図 1 : 150 (A3)

数量表					
記号	名称	形状寸法	数量	単位	備考
	墓道床面保護・表示		7.7	m2	
	石室側法面保護		11.0	m2	
	門扉		1	基	
	墳丘保護盛土		別途計上		
	墳丘部芝生		別途計上		
	周溝部芝生		別途計上		
	コグマザサ		36.5	m2	

図面番号	40	縮 尺	図 示
工 事 名 称	善一田古墳公園整備工事		
図 面 名 称	遺構詳細図-8 (18号墳)		
設計年月日	平成30年3月		
大野城市教育委員会ふるさと文化財課			



被害発生箇所(広域)



被害発生箇所(詳細)